

金	金
ミ	ラ
ヤ	サ

「しつこく何時
間も電話されて
……参っている
んです、武富士
には」

関東地方に住むAさん(四〇代)
が筆者に事情を打ち明けたのは、昨
夏のことだった。おもしろいヤミ金対
策法が成立した直後。Aさん自身、
サラ金に追い詰められてヤミ金には
まっていた。

絶望していたAさんに救いの手を
差し伸べたのは、被害者の会「全国
クレジット・サラ金被害者連絡協議
会」(個03・3774・1717 個
03・3774・1804)だ。やが
て「ぶっ殺すぞ」といったヤミ金
からの脅しはなくなった。すると今
度は、武富士からの厳しい取り立て
に悩み始めたのである。

Aさんと武富士の取り引きは二〇
年以上におよぶ。利息制限法(年一
五・二〇%以下に規制しているが、
違反しても罰則はない)で定められ
た金利を尊重して同社が誠実に交渉
に応じれば、借金など返し終えてい
る。それどころか武富士は、Aさん
からお金を取りすぎていたのだ。

それでも武富士はAさんに電話を
かけてきた。Y支店のB社員。「です
ます」調の強い口調で責めだてる。
のっけから、Aさんが約束の日時に
電話をかけなかったという、些細な
ことで追及が始まった。

一回は電話できますよ(話聞調)。
Aさん 一日一回と言っても……。
B社員(仕事には) 休憩時間とかあ
りますからとこたつて。トイレ行く
ときだって。じゃトイレも行けない
んですか?(略)

Aさん あの、そちらの言い分から
言ったら、電話をできない状況とい
うのがあり得ない……。
B社員 そんな状況なんて絶対ない

さんはため息まじり
に話す。
**裁判所の
冷たい態度**

Aさんは武富士を
含む七社から五〇〇
万円近い債務の返済
を求められ、死ぬ思
いで前述の被害者の

払いすぎでも金払え?

三宅 勝久

**実録 武富士3時間
取り立て事件**

盗聴罪で、会長もろとも起訴された「武富士」。
貸金業の登録抹消の可能性が取りざたされる。一方で、
「法令を遵守徹底」を謳い、文句に事端をおさめたい様子だ。
だが、体質は簡単には変わりそうもない。

ですよ!

(武富士の求めによるAさんからの
コレクトコールで料金は武富士払い、
以下同じ)

電話は延々と続き、この通話だけ
で三時間におよんだ。同じような長
電話が何度もあったという。「耳も
手も痛くなって、ある日は夕方六時
ごろから九時まで。冷たくなったご
飯を情けない思いで食べた」と、A

会に駆け込んだ。そこでAさんは、

「金利のカラクリ」を知った。

サラ金の金利は出資法(年二九・

二%以下と定めていて、違反すれば

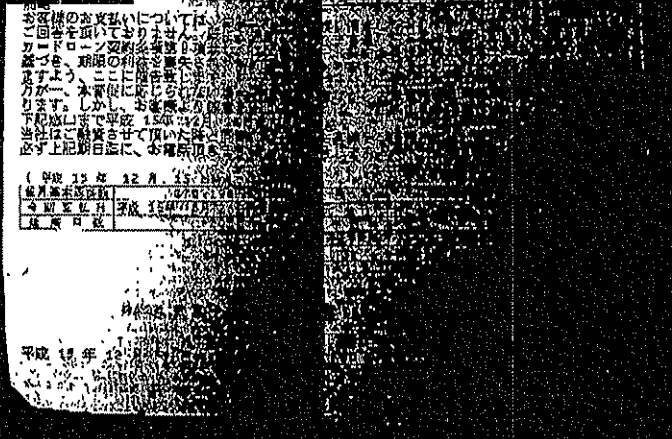
刑事罰がある)に触れない年一九・

二%ぎりぎり。しかし本当は、そん

な高金利を払う必要がない。前出の

利息制限法を超えた金利は民事的に

無効と定められているからだ。
「カラクリを早く知っていれば、借



利息の払いすぎが現実なAさんに、「遅延分」
の利息を付けて一七万円の督促状が届いた。
金が増えることもなかった」と、A
さんは悔やむ。
さて、Aさんはサラ金と対等に交
渉するために七社に対し、「特定調停」
を裁判所に申し立てた。

調停では、利息制限法を使って債
務の金額を出してから、双方で払い
方を話し合う。きちんと計算すれば
債務は必ず減る。取り引きが長けれ
ば、返済終了後もお金を払ってしま
った「過払い」状態となる可能性も
ある。Aさんの場合は、武富士など
三社にそれぞれ一〇〇万円前後の過
払いが予想された。

利息計算に必要なのが、業者の保
管する出入金の明細「取引履歴」(計

「罵声事務」が委員を務める 「法令遵守委員会」の正体

武富士は昨年12月24日付で、「コンプライアンス（法令遵守）体制の強化」と銘打った改革案を発表した。「社内コンプライアンス委員会」に社外委員を入れるなどとしたというが、期待できるのだろうか。

委員長は▼内田輝紀副会長（元大蔵省印刷局長）が統括。社外委員に▼浅岡名吾弁護士（元第一東京弁護士会副会長）▼奥島孝康氏（元早稲田大学総長）▼日野正晴弁護士（元金融監督庁長官、元名古屋高検検事長）▼正田文男氏（株式会社ニッセイ基礎研究所社長、元日本生命副社長）の4人があらたに参加する。武井元会長の二男、徳見専務も委員に名を連ねているという。

徳見氏については、無謀なノルマを強要されたり、非人間的な扱いを受けたと多くの元社員が訴えている。昨年末には同氏から繰り返し罵声を浴びせられていた元従業員が、証拠の録音テープを暴露した。「全然（回収）足りねえじゃん!!」と、社員を激しく難詰するさまは、まるでヤミ金か暴力団のようだ。

社外委員も、武富士寄りの人物が多い。浅岡氏は武富士批判を続ける「東京新聞」の顧問弁護士も務めており、労組に圧力をかけた経緯がある。日野氏は「ヤメ検」として捜査当局との太いパイプを持ち、トラブルだらけの旧商工ファンド（現SFCG）の代理人でもある。そして奥島氏は、サラ金業界擁護の研究をする「消費者金融サービス研究学会」（事務局・早大）の常任理事。正田氏も同学会の理事に名を連ねる。早大と武富士は、同社出資の企業をめぐる協力関係にある。

コンプライアンス委員会が発足したのは一昨年7月。「武井会長の指示の下（中略）コンプライアンス対策を推進していく」と、当時の社内報は報じている。

「成果」はその後の実績が示している。法令遵守委員会と名を冠しても、武井会長には逆らえないということではないか。だから盗聴事件も、「本人が否定するので……」（清川昭社長）というおぼろげな調査しかできていない。徳見氏の「社員側問題」や「盗聴指示疑惑」について、新生コンプライアンス委員会がどんな調査をするか、見ものである。（三宅勝久）

算普とも言う）だ。この書類を業者が開示すれば調停はスムーズに進み、債務がないことを確認して、お金を取り返すことができる。「やっこおだやかに暮らせる」とAさんは希望を抱き、M簡裁に向かった。

しかし、そこに待っていたのは、「お役人」の冷たい対応だった。調停を申し立てたものの、当初は週払い三社のどこも取引履歴を出してはこなかった。調停委員会も開示を要求しない。やがて武富士を除く二社が「債務の不存在」を認めたが、履歴の全面開示は拒否した（うち一社は後に開示）。

とりわけ頑固だったのが武富士だ。

二〇年以上ある取り引きのうち過去数年分の履歴のみを提出して、暗に「債務は残っている」と主張。調停はたちまち不成立に終わった。

調停委員会は必要文書の開示を命令する罰則付きの権限を持っている。Aさんは、「文書提出命令」を武富士宛てに出すよう調停委員会に文書で申し入れた。

だが、この切実な訴えを書記官や調停委員、裁判官も拒んだ。

「ウチの簡裁では文書提出命令は出したことがないです……」

そして、調停が不調になるのを待っていたかのように、武富士から冒頭のような取り立ての電話がきた。

「誠意ある回答」とは？

その取り立ての電話の続きを紹介しよう。

「とにかく払えませんか」「履歴を出してください」——不毛な会話が一時間以上続いたころ、「責任者」と称する社員C氏が替わった。口調は激しさを増した。

Aさん 現状では入金できない状況なんです……、というお話はずっとしているんですけど（略）。

C社員 だから!!（大声）なんでもう!! 自分勝手な話、もうやめてもらえませんか!! 何をおっしゃっているんですか？

Aさん はい？

C社員 自己都合でぜんぶ話を進めないでください!!（略）初回からの取引（履歴を開示しろ）だとか、利息制限法だとか!! Aさんが支払えないからそうするんですよ!! ウチは協力しますよ、調停だってぞうですよ、そうですね!! ウチが協力してAさんが協力しない、そんなバカな話ありますか？

——と、電話口がにわか騒ぎしくなってきた。C社員が話している向こうから男のわめき声がする。

「おい、おい、いいかげんにしろ!!」（略）こらあ!!（絶叫）絶対にやれ!! 絶対に!!

何かを叩くような物音。社員が激しく恫喝されているようだ。

それでもC社員は電話をやめない。そしてかん高い声でAさんの財布の中身を聞いたのだ。

C社員 今いくらくらい（お金をお持ち）でございますかー

Aさん 二〇〇〇円……。

C社員 手持ちが二〇〇〇円？ 二〇〇〇円が家にあるお金ですかー

Aさんは覚悟を決めた。

「私には債務などない。履歴が全部開示され、過払い金を取り返すまで武富士と戦います」

この三時間の電話から約五カ月が過ぎた。昨年暮れ、武富士からAさんに二通のハガキが届いた。日付は武井保雄被告が会長を辞任した直後の二月九日と一日付、題は「誓

金	金
ミ	ラ
ヤ	サ

促状「(二二ページ写真参照)。文面はこうだ。

「誠に不本意ながら合意管轄裁判所等へ提訴も検討しております。しかし、お客さまより誠意ある回答があれば、ご相談にのる準備は充分でございますので、(略)合計一七万六五一四円(傍点は筆者)」

Aさんはあきれた。金を返してくれるどころか一七万円を一括で払えという。利息制限法で利息を計算したので情報を開示してほしい。ただそれだけの要望を拒み続け、態度もなぐ、これが「誠意ある回答」だとして入金を求めてきたのだ。

それでもAさんは、「過払い金を返してほしい」と単独で交渉を続けた。そして、昨年末を最後にようやく取り立てが止まった。武富士社内の債権回収部署から過払いを取り扱う部署へ、Aさんの件が移されたのだと後に知らされた。

取引履歴出し渋りの「伝統」

過払い金を請求されるのを嫌がって、武富士が取引履歴を出し渋る話は、弁護士や司法書士の間では有名だ。Aさんのケースでも、過払いが明確なのに、露骨に「私」と言っただけなのは三社のうち武富士しかない。「社内での(取引履歴の)取り扱いは頻繁に変わってきました」と、ある元社員は振り返る。

「昔は過去三年間に限って支店の判断で出していました。そのうち過払い訴訟が増えて、支社の決裁がいるようになった。ただし三年間というのは同じ。さらにその後、過払いじゃない債権についてのみ全面開示するという方針になったと思います」



「払ってください」…3時間におよぶ請求電話に困惑するAさん(昨年7月17日)

また調停の場合、「過払いの客から一〇〇〇円をもらって和解する」作戦も使われたと、複数の社員は証言する。「返済はいくら一〇〇〇円だけ払って」と提案すると、ほとんどの客が応じる。それを条件に調停を取り下げさせるといわれた。

武富士にとって調停の取り下げは

ありがたいことだろう。履歴の開示を免れ、過払い金の返金を求められる危険もなくなる。事情を知らない客は借金がなくなっただけで満足して一〇〇〇円を払う。この方法は支店のノルマを達成するのに有効だったが、後に禁止されたという。

調停や破産の申し立て中に取り立てすることは、貸金業規制法で禁止されている。Aさんが武富士から取り立てられたのは、調停が失敗に終わった直後からだ。

だが調停がどうであれ、過払いであることは変わらない。なぜ執拗に取り立てをするのか——この点について元社員からは説明する。

「弁護士や司法書士の介入があったり、破産したりすればしかるべき部署に移管される。だが客自身が債務整理をしようとした場合は、社内規定で定められた日数を超えないと回収のノルマから免除されません」

だから、お金を返すべき客であっても請求を行なわざるを得ない——それが「お客さま第一主義」を標榜する武富士のシステムなのだ。

金融庁事務ガイドラインは、サラ金各社に対してこう求めている。

「債務者、保証人その他の債務の弁済を行おうとする者から、帳簿の記載事項のうち当該弁済に係る債務の内容について開示を求められたときに協力すること。取引履歴などの開示を求められた場合は協力すること」

関東財務局によると、取引履歴の

出し渋りはガイドライン違反にあたる。ただし罰則はない。また最高裁は二〇〇〇年、円滑な債務整理に協力するよう金融庁を通じて業界に通知した。Aさんに対する武富士の態度は、「協力」的とは言えない。

一方、三時間にわたる電話攻撃は貸金業規制法二二条(厳しい取り立ての禁止)違反にあたる可能性がある。Aさんは近く、同財務局に行政処分を申し立てる考えだ。

武富士で業務を取り仕切るのは本社一三階にある営業統轄本部。その本部長を務めるのは、専務で前会長の二男・武井健晃氏(三三歳)だ。会長辞任後、健晃氏は事実上の経営トップと目されているが、その行動には疑問の声がある。

昨年二月には、健晃氏から罵声を繰り返して浴びせられた元従業員が、損害賠償を求めて大阪地裁に提訴した。この健晃氏が、こともあろうに社内コンプライアンス(法令遵守)委員会(三ページコラム参照)の委員に納まっているという。

闇の世界や警察・検察にパイプを持ち、法を軽んじて懼らない「武井帝國」に、自浄能力など期待できない——それが武富士を知る元社員やジャーナリストの大多数の意見だ。

写真撮影/筆者

みやげ かつひき・フリー記者 本誌に「武富士社員は債務整理」などを執筆。新刊に「サラ金・ヤミ金大暴発」(花伝社)。